

上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱

令和4年10月1日

訓令第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣類による農業生産被害防止施設の整備を図るため、上島町農業生産被害対策事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で上島町農業生産被害対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に所有し、又は貸借している農地（農地法（昭和27年法律第229号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）による貸借及び国有農地の貸付け地をいう。）に対して、野生鳥獣類による農業生産被害を防止するため、補助対象施設の整備を行う者とする。

(補助対象経費並びに補助率及び補助金の額)

第3条 補助対象経費並びに補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、上島町農業生産被害対策費補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 当該補助金の交付申請は、同一年度内につき1世帯当たり1回限りとする。ただし、町長の認定を受けた認定農業者及び認定新規就農者にあつては、1回の補助対象経費が20万円を超える場合は、別表に掲げる補助金限度額の範囲内で同一年度内につき1世帯当たり2回まで交付申請できるものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに上島町農業生産被害対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げ

る重要な変更をしようとするときは、あらかじめ上島町農業生産被害対策費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ上島町農業生産被害対策費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに上島町農業生産被害対策費補助金実績報告書（様式第5号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに上島町農業生産被害対策費補助金額確定通知書（様式第6号）により通知する。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、上島町農業生産被害対策費補助金精算払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 町長は、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、上島町農業生産被害対策費補助金概算払請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第13条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定及び補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入と支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、10月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により、防護柵等の設置に対する補助金の交付を既に受けている者は、この要綱に規定する補助金の額から旧要綱に規定する補助金の額を減じて得た額の補助金の交付を、上島町農業生産被害対策費補助金(差額)申請書兼請求書(附則別記様式)により町長に請求することができ、かつ、この要綱に規定する補助金の限度額まで追加で申請できるものとする。
- 3 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに上島町農業生産被害対策費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

附則別記様式（附則第2項関係）

上島町農業生産被害対策費補助金（差額）申請書兼請求書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称 印
連絡先電話 () -

上島町農業生産被害対策費補助金について、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱附則第2項の規定により、下記のとおり申請及び請求をします。

記

申請兼請求額 金 _____ 円

前回補助事業費	A 円
補助金の受領済額	B 50,000円
差額（今回請求額）	$A \times 1/2 - B$ 円

振込先口座

金融機関名	(支店)
口座種別	
口座番号	
口座名義人カナ氏名	
口座名義人	

添付書類

通帳等の写し（振込先口座の確認ができるもの）

別表（第3条、第4条、第6条関係）

1 補助対象経費
<p>補助対象経費は、次に掲げる施設整備のための資材の購入及び取付に要する経費とする。ただし、更新する場合は、耐用年数を経過して使用に耐えられなくなった場合に限る。</p> <p>（耐用年数：電気柵は8年、防護柵は14年、防鳥網は5年）</p> <p>(1) 電気柵（電気柵関連部品）</p> <p>(2) 防護柵（ワイヤーメッシュ等及び杭）</p> <p>(3) 防鳥網（防鳥網関連部品）</p>
2 補助率及び補助金の額
<p>補助金は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、同一年度内につき10万円を限度とする。ただし、町長の認定を受けた認定農業者及び認定新規就農者にあつては、同一年度内につき25万円を限度とする。（1,000円未満は切り捨て）</p>
3 重要な変更
<p>(1) 補助対象経費の配分の変更</p> <p>ア 補助金の額の増減</p> <p>イ 補助事業費の30パーセントを超える増減</p> <p>(2) 補助事業の内容の変更</p> <p>ア 補助事業者の変更</p>

様式第1号（第4条関係）

上島町農業生産被害対策費補助金交付申請書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
連絡先電話 () -

年度において上島町農業生産被害対策事業を下記のとおり実施したいので、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	対象作物	
2	設置場所	地番 上島町
		地目
		地積 m ²
3	施設の種類	
4	対象鳥獣類	
5	設置数	
6	補助事業費	円
7	補助金の額	円
8	補助金の受領済額 (同一年度2回目の申請時のみ記載)	円
9	事業完了予定日	

添付書類

- 1 事業実施予定場所等実施位置図（受益地の範囲及び施設の設置位置記入）
- 2 見積書
- 3 前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

上島町農業生産被害対策費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上島町長

年 月 日付けで申請のあった上島町農業生産被害対策費補助金について、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2 備 考

- (1) この補助金は、当該補助事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の補助金申請額に変更を加えようとするときは、あらかじめ農業生産被害対策費補助金変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (4) 補助事業者が上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第14条各号のいずれかに該当するときは、町長は、この決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (5) 補助事業者は、防護柵等の設置に関しては、自作地内に設置することとする。

様式第3号（第6条関係）

上島町農業生産被害対策費補助金変更承認申請書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
連絡先電話 () -

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった上島町農業生産被害対策事業を下記のとおり変更したいので、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1	変更の理由	
2	対象作物	
3	設置場所	
	地 番	上島町
	地 目	
	地 積	m ²
4	施設の種類	
5	対象鳥獣類	
6	設置数	
7	補助事業費	円
8	補助金の額	円
9	事業完了予定日	

添付書類

- 1 事業実施予定場所等実施位置図（受益地の範囲及び施設の設置位置記入）
- 2 見積書
- 3 前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

上島町農業生産被害対策費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
連絡先電話 () -

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった上島町農業生産被害対策事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 補助事業の中止（廃止）の理由	
2 補助事業の中止（廃止）の時期	

様式第5号（第8条関係）

上島町農業生産被害対策費補助金実績報告書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
連絡先電話 () -

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった上島町農業生産被害対策事業の実績について、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 対象作物		
2 設置場所	地 番	上島町
	地 目	
	地 積	m ²
3 施設の種類		
4 対象鳥獣類		
5 設置数		
6 補助事業費		円
7 補助金の額		円
8 事業完了日		

添付書類

- 1 事業実施予定場所等実施位置図（受益地の範囲及び施設の設置位置記入）
- 2 売買契約書等の写し（請求書等）
- 3 写真
- 4 前3項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

上島町農業生産被害対策費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

上島町長

年 月 日付けで実績報告のあった上島町農業生産被害対策費補助金について、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金の額 金 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

上島町農業生産被害対策費補助金精算払請求書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称 印
連絡先電話 () ー

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があった上島町農業生産被害対策費補助金について、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

内訳

交付決定の確定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

振込先口座

金融機関名	(支店)
口座種別	
口座番号	
口座名義人カナ氏名	
口座名義人	

添付書類

通帳等の写し（振込先口座の確認ができるもの）

様式第8号（第11条関係）

上島町農業生産被害対策費補助金概算払請求書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称 印
連絡先電話 () ー

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があった上島町農業生産被害対策費補助金について、上島町農業生産被害対策費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

振込先口座

金融機関名	(支店)
口座種別	
口座番号	
口座名義人カナ氏名	
口座名義人	

添付書類

通帳等の写し（振込先口座の確認ができるもの）